



島根県報

令和元年12月23日（月）

号外 第 8 8 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

(道路維持課) 2

道路の供用開始

(") 3

【正 誤】

平成30年6月22日付け島根県報号外第90号中

(道路維持課) 4

告 示

島根県告示第487号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和元年12月23日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 延長		
県道	矢尾今市線	出雲市矢尾町514番地先から同市里方町941番26地先まで	前	A メートル 6.00～22.43	1,056.41	出雲県土整備事務所 左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 拡幅 ダブルウェイ
		出雲市矢尾町453番1地先から同市里方町941番26地先まで		B 10.65～34.00		
		出雲市矢尾町514番地先から同市里方町941番26地先まで	後	A 6.00～22.43	1,056.41	
		出雲市矢尾町453番1地先から同市里方町941番26地先まで		B 10.65～63.50	794.73	
〃	仁摩邑南線	邑智郡邑南町八色石581番2地先から同地先まで	前	9.32～11.43	34.50	県央県土整備事務所 災害復旧工事 拡幅
			後	10.63～13.10	34.50	

島根県告示第488号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和元年12月23日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	375号	邑智郡美郷町湯抱444番5地先から同番11地先まで	メートル 69.99	令和元年 12月23日	県央県土整備 事務所	
県道	玉湯吾妻山線	松江市玉湯町大谷371番3地先から同382番3地先まで	270.40	令和元年 12月23日	松江県土整備 事務所	
〃	矢尾今市線	出雲市里方町939番3地先から同町947番2地先まで	69.40	令和元年 12月23日	出雲県土整備 事務所	
〃	仁摩邑南線	邑智郡邑南町八色石581番2地先から同地先まで	34.50	令和元年 12月25日	県央県土整備 事務所	

正**誤**

平成30年6月22日付け島根県報号外第90号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
2	島根県告示第452号 の表中	松江市玉湯町大谷387番 2地先から同389番8地 先まで	松江市玉湯町大谷387番 2地先から同382番3地 先まで